



平成 23 年 11 月 25 日

【照会先】

職業安定局

高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課
課 長 山 田 雅 彦
主任障害者雇用専門官 田 窪 丈 明
障害者雇用専門官 鈴 木 良 尚
(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5857、5789
(直通電話) 03-3502-6775

平成 23 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 23 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、当省が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数は 36 万 6,199 人 と過去最高を更新
- ・実雇用率は 1.65%
- ・法定雇用率達成企業の割合は 45.3%

＜公的機関＞（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）

- ・国：雇用障害者数 6,869 人、実雇用率 2.24%
- ・都道府県：雇用障害者数 7,805 人、実雇用率 2.39%
- ・市町村：雇用障害者数 2 万 3,363 人、実雇用率 2.23%
- ・教育委員会：雇用障害者数 1 万 2,154 人、実雇用率 1.77%

＜独立行政法人など＞（同 2.1%）

- ・雇用障害者数 7,231 人、実雇用率 2.08%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（P10～12 参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は 366,199.0人で、過去最高となった（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、359,492.0人となり、前年より4.8%（16,518.5人）増加となる）。
- ・雇用者のうち、身体障害者は 284,428人、知的障害者は68,747人、精神障害者は 13,024人であった。
- ・実雇用率は、1.65%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.75%程度となるものと推計される）。
また、法定雇用率達成企業の割合は45.3%であった。

〔総括表 1、グラフ (1)、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で 29,345.0人、100～300人未満で70,805.0人、300～500人未満で34,856.0人、500～1,000人未満で44,782.5人、1,000人以上で186,410.5人であった。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.65%と比較すると、
→1,000人以上規模企業(1.84%)は上回り、同500～1,000人未満(1.65%)については同等となった。
→300～500人未満規模企業(1.57%)、同100～300人未満(1.40%)、同56～100人未満(1.36%)については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が43.1%、100～300人未満が47.0%、300～500人未満が45.0%、50

が17,466.5人、「運輸業、郵便業」が23,526.5人、「卸売業、小売業」が53,001.0人、「金融業、保険業」が20,880.5人、「不動産業、物品賃貸業」が4,734.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が8,257.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が9,503.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が10,288.0人、「教育・学習支援業」が5,335.5人、「医療・福祉」が39,076.0人、「複合サービス事業」が11,415.0人、「サービス業」が32,205.5人であった。

- ・産業別の実雇用率では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.85%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.87%)、「医療、福祉」(1.90%)の3業種は法定雇用率を上回っている。

- ・加えて、「農、林、漁業」(1.71%)、「製造業」(1.77%)、「運輸業、郵便業」(1.69%)、「金融業、保険業」(1.73%)、「複合サービス業」(1.79%)の5業種は、民間企業全体の実雇用率1.65%を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成23年の法定雇用率未達成企業は41,211社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、63.9%と過半数を占めている。

- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、61.3%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・平成23年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は319社(前年より36社増)で、雇用されている障害者の数は、16,429.5人であった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は8,168.5人、知的障害者は7,594.5人、精神障害者は666.5人であった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は7,805.0人、実雇用率は2.39%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.53%程度となるものと推計される）。

知事部局は全て達成、知事部局以外は110機関中95機関が達成。

【未達成機関】

北海道監査委員事務局、北海道警察本部、宮城県警察本部、福島県警察本部、栃木県警察本部、埼玉県病院局、千葉県病院局、新潟県病院局、新潟県警察本部、山梨県警察本部、名古屋港管理組合、三重県病院事業庁、鳥取県病院局、長崎県病院企業団、大分県病院局

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は23,363.0人、実雇用率は2.23%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.45%程度となるものと推計される）。

2,353機関中1,970機関が達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は12,154人、実雇用率は1.77%（都道府県教育委員会は1.75%、市町村教育委員会は1.86%）であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、都道府県教育委員会が1.90%程度、市町村教育委員会が2.04%程度となるものと推計される）。

都道府県教育委員会は47機関中14機関が達成、市町村教育委員会は92機関中80機関が達成。

【

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8％）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	22,260,915.5 人	366,199.0 人	1.65 %	34,102 / 75,313	45.3 %
	(20,356,456.0 人)	(342,973.5 人)	(1.68 %)	(33,742 / 71,830)	(47.0 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1％）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	305,997.0 人	6,869.0 人	2.24 %	39 / 39	100.0 %
	(286,472.0 人)	(6,552.5 人)	(2.29 %)	(38 / 39)	(97.4 %)
行政機関	277,782.5 人	6,211.5 人	2.24 %	30 / 30	100.0 %
	(259,065.0 人)	(5,926.5 人)	(2.29 %)	(30 / 30)	(100.0 %)
立法機関	3,575.				

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,049,375.5 人	23,363.0 人	2.23 %	1,970 / 2,353	83.7 %
	(939,759.0 人)	(22,547.5 人)	(2.40 %)	(2,098 / 2,372)	(88.4 %)

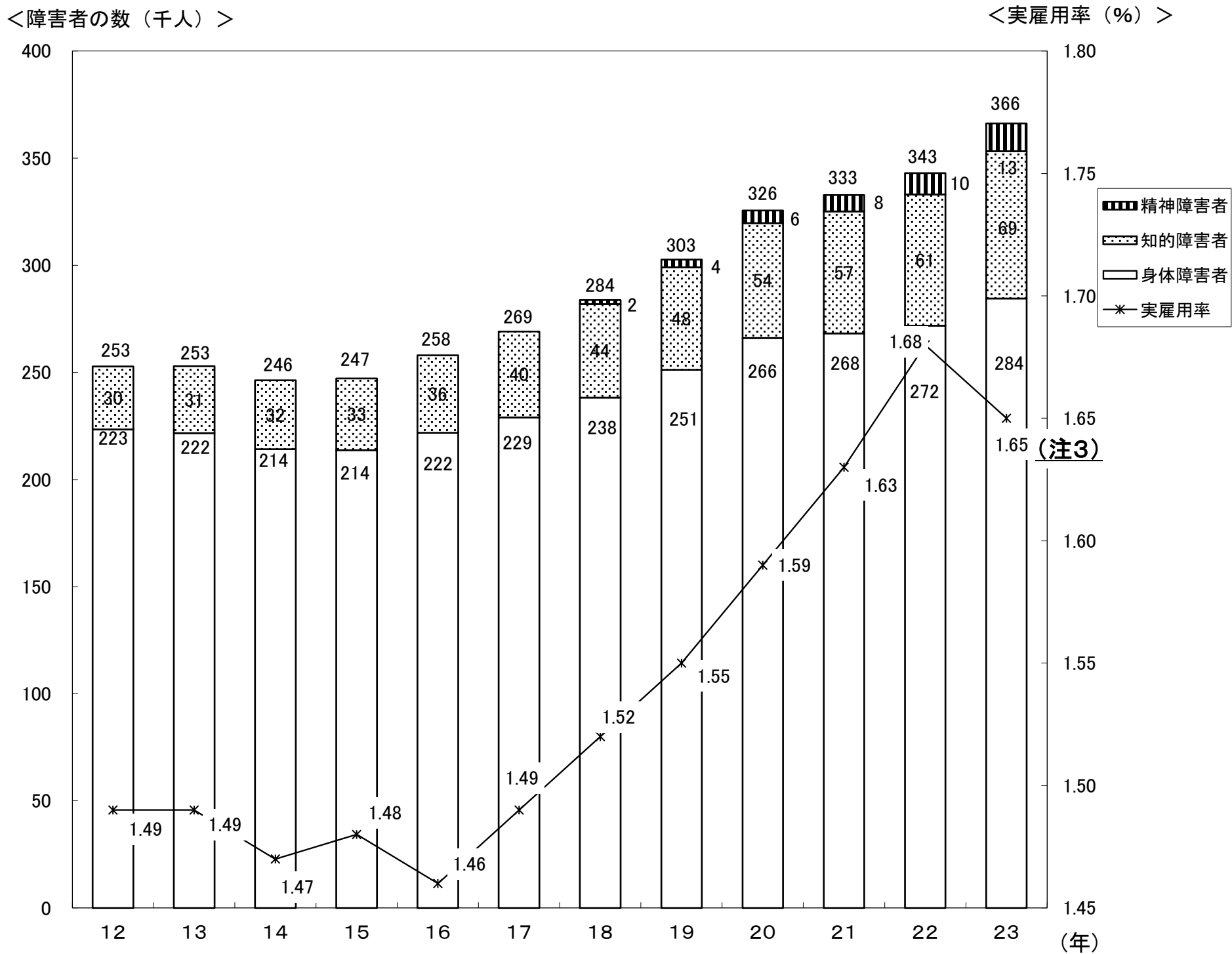
(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	686,659.5 人	12,154.0 人	1.77 %	94 / 139	67.6 %
	(628,850.0 人)	(11,212.0 人)	(1.78 %)	(79 / 130)	(60.8 %)
都道府県教育委員会	585,104.0 人	10,266.5 人	1.75 %	14 / 47	29.8 %
	(536,943.0 人)	(9,487.0 人)	(1.77 %)	(13 / 47)	(27.7 %)
市町村教育委員会	101,555.5 人	1,887.5 人	1.86 %	80 / 92	87.0 %
	(91,907.0 人)	(1,725.0 人)	(1.88 %)	(66 / 83)	(79.5 %)

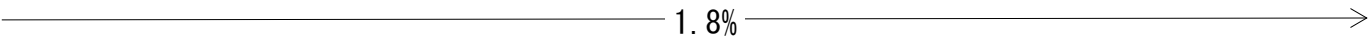
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



＜法定雇用率＞



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

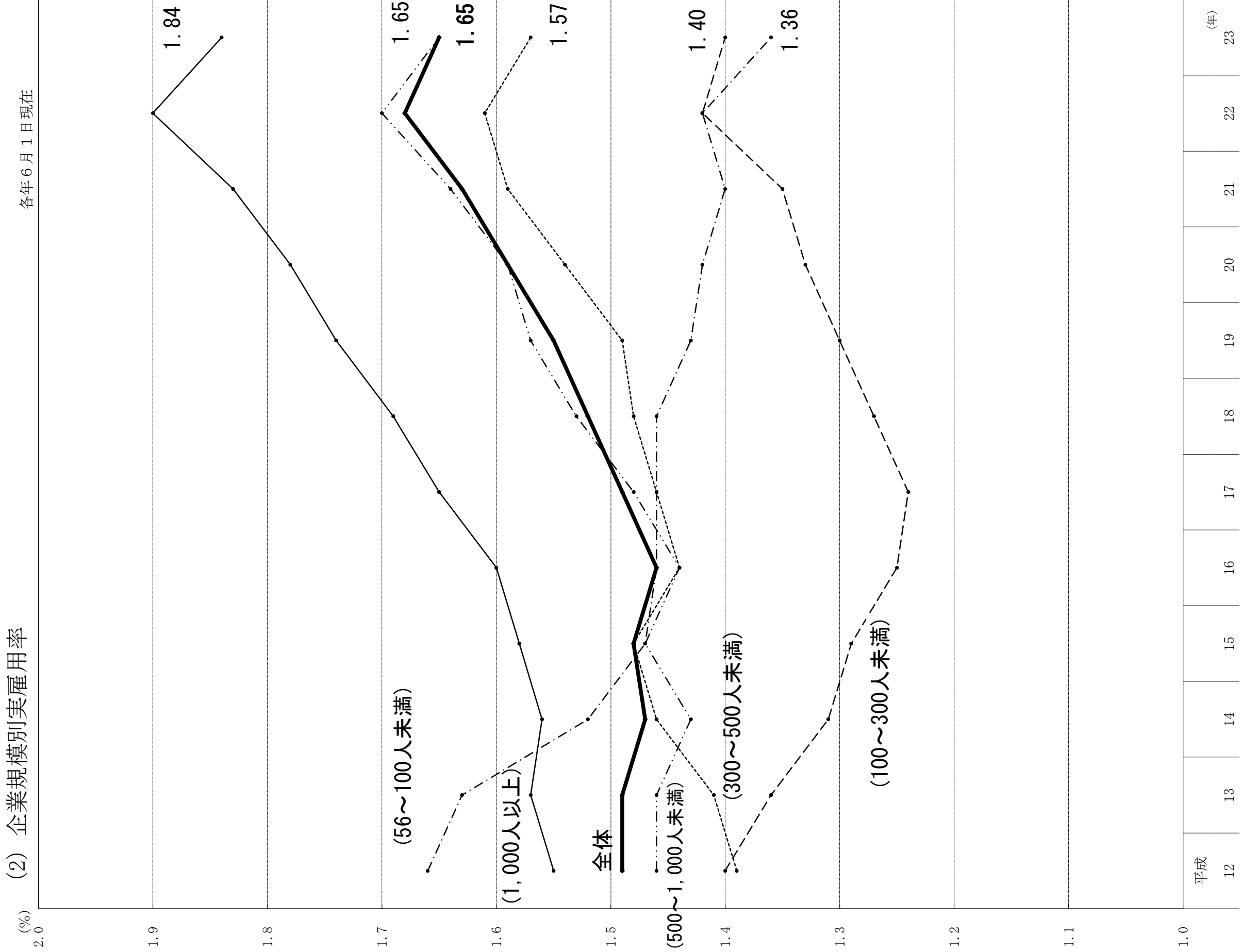
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害

(2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 一般の民間企業 1. 8%
 （56人以上規模の企業）
 特殊法人等 2. 1%
 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> 労働者数48人以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等 </div> </div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 1%
（48人以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 0%
（50人以上規模の機関） |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用している

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数$$

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

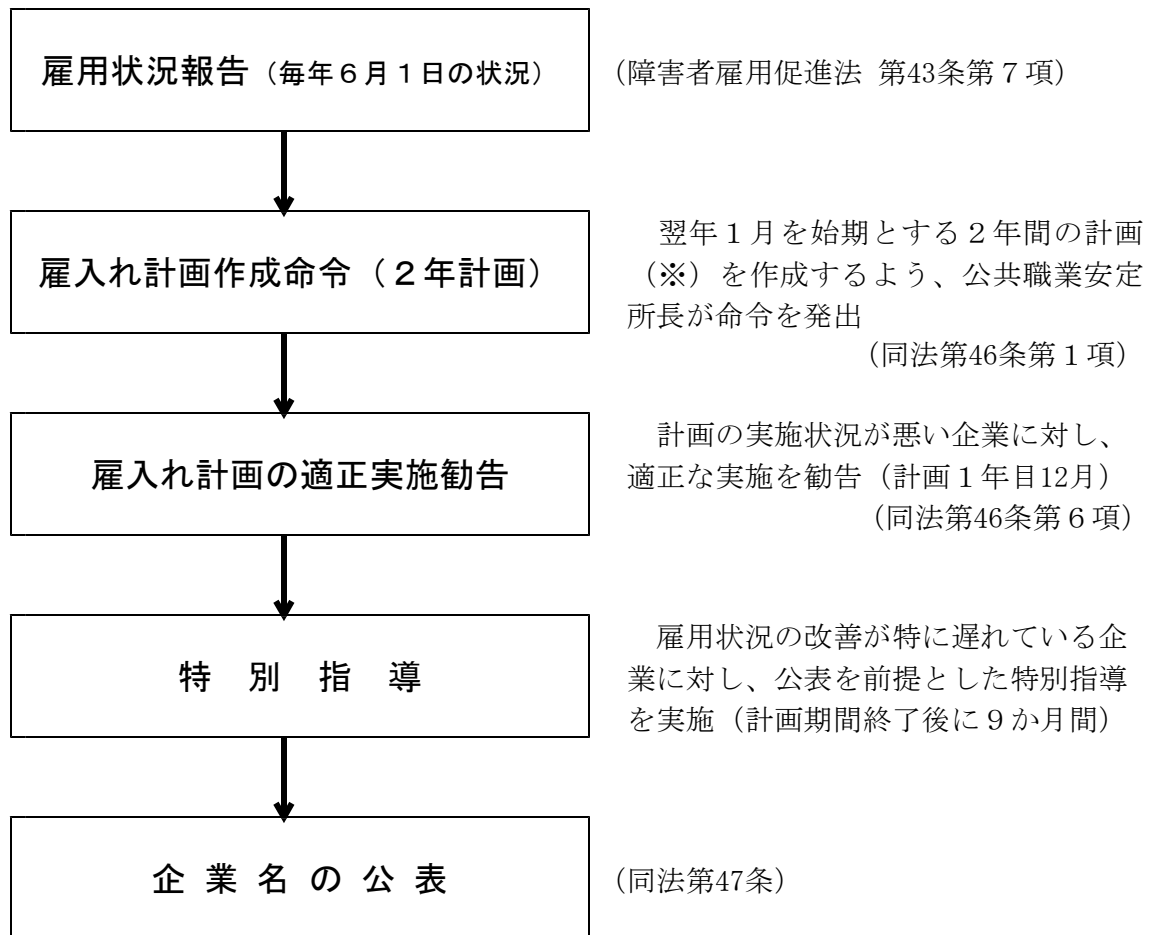
◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成２２年７月１日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25% → 15%	
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40% → 30%	
・林業(狩猟業を除く。)	45% → 35%	
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)		

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 平成22年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 302社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 141社
- * 「特別指導」の実施 90社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 1,066社（22年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
1

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	15
(2)	企業規模別の雇用状況	16
(3)	産業別の雇用状況	17
(4)	民間企業における雇用状況の推移	21
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	22
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	23
(7)	特例子会社の状況	24
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率 2.1%）	25
(2)	都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	26
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	27
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	28
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	29
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況（法定雇用率 2.1%）	30
(2)	都道府県知事部局の状況（法定雇用率 2.1%）	31
(3)	その他の都道府県機関の状況（法定雇用率 2.1%）	32
(4)	都道府県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	34
(5)	独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.1%）	35

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	41,211 (100.0%)	26,334 (63.9%)	8,626 (20.9%)	3,001 (7.3%)	1,547 (3.8%)	1,394 (3.4%)	241 (0.6%)	61 (0.1%)	7 (0.0%)	25,273 (61.3%)
56-100人未満	16,609 (100.0%)	16,609 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	16,219 (97.7%)
100-300人未満	17,300 (100.0%)	8,158 (47.2%)	7,137 (41.3%)	1,588 (9.2%)	374 (2.2%)	43 (0.2%)	— —	— —	— —	8,936 (51.7%)
300-500人未満	3,434 (100.0%)	892 (26.0%)	843 (24.5%)	795 (23.2%)	550 (16.0%)	354 (10.3%)	— —	— —	— —	104 (3.0%)

